

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

ヨット・モーターボート総合保険

ヨット・モーターボート総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 商品のしくみ

ヨット・モーターボート総合保険は、普通保険約款で定める①船体条項と②賠償責任条項の両方またはいずれかひとつを基本契約としてご契約いただき、その他必要に応じて特約を選択してご契約いただきます。

2-1. 基本契約（普通保険約款）船体条項および自動的にセットされる主な特約の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額						
<p>沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって被保険船舶※に発生した損害に対して、船体保険金をお支払いします。</p> <p>※ 保険の対象となる船舶をいいます。被保険船舶には、これに定着または装備されている標準機器・装備品および保険証券に明記された特別付属品を含み、燃料、食料品その他消耗品は含まれません。</p>	<p>【全損の場合】 船体保険金額(ご契約金額)を限度に、被保険船舶にその損害が発生した地および時における保険価額(時価額)。 (注1)時価額とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 (注2)「全損」とは、下記【損害の額の決定】に定める被保険船舶の船体の損害の額もしくは①②の合計額から③④の合計額を差し引いた額が船体の保険価額(時価額)以上となる場合および被保険船舶の行方が60日間を経過してもなおわからぬ場合(「推定全損」といいます)をいいます。</p> <p>【全損以外の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">損害の額 - 免責金額</td> <td style="width: 10%;">\times</td> <td style="width: 30%;">船体保険金額*</td> <td style="width: 30%;">\times</td> <td style="width: 30%;">保険価額(時価額)</td> <td style="width: 10%;"><船体保険金額*限度></td> </tr> </table> <p>* 船体保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は、保険価額(時価額)とします。 (注1)船体保険金額は船体の保険価額(時価額)と同額で設定ください。船体保険金額が船体の保険価額(時価額)に達しない場合は、十分な保険金をお受け取りになれないことがあります。また船体の保険価額(時価額)を超過して船体保険金額を設定されましても、保険価額(時価額)を限度としてお支払いすることとなりますので、ご注意ください。 (注2)損害の額のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額(損害の額 - 船体保険金の額)を超過するときは、引受保険会社は船体保険金の額からその超過額を差し引いて船体保険金をお支払いします。 (注3)引受保険会社が被保険船舶の盗難によって発生した損害に対して船体保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険船舶が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った船体保険金を引受保険会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険船舶に発生した損害に対して船体保険金を請求することができます。</p> <p>【保険金支払後の保険金額】 引受保険会社が船体保険金をお支払いすべき損害が全損である場合は、船体条項はその損害発生の時に終了します。全損でないかぎり、船体保険金のお支払いが何回あっても、船体保険金額は減額されずに船体条項は満期日まで有効です。</p>	損害の額 - 免責金額	\times	船体保険金額*	\times	保険価額(時価額)	<船体保険金額*限度>
損害の額 - 免責金額	\times	船体保険金額*	\times	保険価額(時価額)	<船体保険金額*限度>		
	<p>【損害の額の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船体保険金をお支払いすべき損害の額は、保険価額(時価額)によって定めます。 ・被保険船舶の損傷の修理が可能な場合は、次の①②の合計額から③④の合計額を差し引いた額を損害の額とします。 <p>①被保険船舶を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(修理費)と被保険船舶が自力で航行することができない場合に損害発生の地から最寄りの修理工場もしくは当社指定の場所まで曳航もしくは運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用(曳航・運搬費用・仮修理費用)の合計額</p> <p>②損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用(損害防止費用)と権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用(権利保全行使費用)と盗まれた被保険船舶を引き取るために必要であった費用のうち、曳航・運搬費用以外の費用(盗難引取費用)の合計額</p> <p>③修理に際し、部分品を交換したために被保険船舶全体として価額の増加が発生した場合はその増加額</p> <p>④修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額</p> <p>・また、上記②のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。</p>						

保険金をお支払いできない主な場合

(1)次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失による損害

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
- ②所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主
- ③上記①②に定める者の法定代理人(上記①および②に定める者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます)
- ④上記①②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤上記①②に定める者の同居の親族。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- (2)差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます)による損害
- (3)詐欺または横領による損害
- (4)被保険船舶に存在する欠陥、摩滅、腐蝕、さびその他自然の消耗による損害
- (5)故障損害(偶然な外來の事故に直接起因しない被保険船舶の電気的または機械的損害をいいます)
- (6)エンジンの盗難。ただし、船体とともに盗取された場合または艇庫※内に保管されている間もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に発生した場合を除きます。
- (7)上記(1)の①から⑤までのいずれかに該当する者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に発生した損害
- (8)洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然変容によって発生した損害またはこれらに随伴して発生した損害。ただし、被保険船舶が航海中※に、または艇庫内に保管されもしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に発生した場合を除きます。
- (9)セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピinnネーカーおよびストームジブ等のすべてのセールをいいます)、プロペラ、シャフト、ギヤユニットおよびケース等のドライブユニット(船外機についてはロワーユニット)に発生した損害。ただし、被保険船舶が全損となつた場合を除きます。(セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約)
- (10)エンジン焼付によりエンジン自体に発生した損害(セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約)
- (11)契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって発生した事故※により、被保険船舶に損害が発生した場合(既発生台風対象外特約)
- (12)その他、後記(6)各補償項目共通でお支払いできない主な場合に該当する場合

など

※1 「艇庫」とは、盗難危険および風水災危険に対する防御措置(屋根、外壁および扉)が施されている施設をいいます。

※2 「航海中」には、航海の途中において港またはその他の海上に停泊する場合を含みます。ただし、搭乗者がその船舶を管理でき、また、風水災に対して直ちに処置できる状態にある間に限ります。

※3 その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって発生した事故も含みます。

2-2. 基本契約（普通保険約款）賠償責任条項の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>被保険者が被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（総称して、以下「事故」といいます）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払します。</p> <p>（注）賠償責任条項における被保険者とは次の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者 ・記名被保険者の同居の親族で被保険船舶を使用中または管理中の者 ・記名被保険者の承諾を得て被保険船舶を使用または管理中の者。ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航など船舶を取り扱うことを業としている者※が業務として受託した被保険船舶を使用または管理している間を除きます。 <p>※これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。</p>	<p>(1)被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（損害賠償金） (2)損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用（損害防止費用） (3)他人に損害賠償請求をすることができる場合にその権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用（権利保全行使費用） (4)左記、「保険金をお支払いする場合」の事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用（緊急措置費用） (5)損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用（争訟費用） ・上記(2)から(4)については、その実費につき、1回の事故について(1)の額と合算して免責金額を超えた額を、賠償保険金として賠償責任保険金額（ご契約金額）を限度にお支払いします。 ・上記(5)については、上記(1)から(4)の賠償保険金とは別に実費をお支払いします。ただし、1回の事故について、上記(1)の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> $(5) \text{についてお支払いする金額} = (5) \text{の費用} \times - (1) \text{の損害賠償金}$ <p>・賠償保険金をお支払いした場合でも、賠償責任保険金額は減額されません。</p>
	<p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>(1)保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます）の故意による損害 (2)記名被保険者以外の被保険者の故意による損害。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。 (3)被保険船舶に搭乗している者（操縦者を含みます）に対する損害賠償責任 (4)被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任 (5)被保険者の使用人が、被保険者の業務（家事を除きます）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 (6)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 (7)被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その特別の約定によって加重された損害賠償責任 (8)その他、後記「6. 各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合</p>

3. 主な任意セット特約の補償内容（別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約は以下のとおりです）

特約名	特約の概要		
	【保険金をお支払いする場合】	【保険金の種類】	【お支払いする保険金の額】
搭乗者傷害危険補償特約	<p>被保険者が、急激かつ偶然な外來の事故によって、その身体に被ったケガに対して、右記の傷害保険金をお支払いします。</p> <p>（注）この特約における被保険者とは、被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます。</p> <p>※ 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <p>①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 ③日射、熱射または精神的衝動による身体の傷害</p>	<p>死亡保険金</p> <p>後遺障害保険金</p> <p>医療保険金</p>	<p>1名あたりの傷害保険金額（ご契約金額）の全額</p> <p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は、保険証券に記載された1名あたりの傷害保険金額の全額※を死亡保険金として被保険者の法定相続人にお支払いします。 ※1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1名あたりの傷害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。</p> <p>1名あたりの傷害保険金額 × 約款所定保険金支払割合（4%～100%）</p> <p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、上記の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者にお支払いします。</p> <p>1名あたりの傷害保険金額の1,000分の1 × 下記に該当する日数※</p> <p>事故によるケガの治療のため、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、医療保険金を被保険者にお支払いします。</p> <p>①入院した場合 ②通院した場合</p> <p>※180日を限度とします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院および通院に対しては、医療保険金をお支払いできません。 なお、医療保険金の支払いを受けられる期間中に、別の傷害を被った場合は重複して医療保険金のお支払いはできません。</p> <p>（注）1名ごとの保険金の合計額が1事故あたりの傷害保険金額（以下「1事故保険金額」といいます）を超える場合は、1事故保険金額が支払限度額となります。この場合、被保険者1名ごとの保険金の額の全被保険者の保険金合計額に対する割合を1事故保険金額に乗じて、各被保険者にお支払いする保険金の額を決定します。</p>
			<p>【保険金をお支払いできない主な場合】</p> <p>(1)被保険者の故意または重大な過失によりその被保険者について発生したケガ (2)酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合にその被保険者について発生したケガ (3)被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその被保険者について発生したケガ (4)保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生したケガにより、その者が受け取るべき金額 (5)平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等） (6)被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に発生したケガ (7)被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (8)その他、後記「6. 各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合</p>

特約名

特約の概要

など

検索救助費用 補償特約	【保険金をお支払いする場合】	【お支払いする保険金の額】
	<p>船舶に搭乗している者が遭難したことによって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>なお、被保険者が死亡して発見された場合または捜索の費用を捜索者に対して支払う前に被保険者が死亡した場合は、当社は、被保険者の法定相続人のうちその費用を負担した者に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が行方不明となった時から48時間経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次いづれかに掲げる者に対し、被保険者の捜索を依頼したことをもって遭難が発生したものと推定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署、水上警察署、海上保安庁その他の公的機関 ・漁業組合 ・サルベージ会社または航空会社 	<p>捜索費用のうち、必要または有益と認められた部分に対してのみ、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険証券記載のご契約額(保険金額)を限度とします。</p> <p>なお、1回の事故につき2名以上の被保険者が損害を被った場合において、各被保険者に対する保険金の合計額が保険金額を超えるときは、以下の算式により各被保険者に支払う保険金の額を決定します。</p> $\text{各被保険者に対する支払うべき保険金の合計額} \times \frac{\text{ご契約額(保険金額)}}{\text{各被保険者に支払うべき保険金の合計額}}$
【保険金をお支払いできない主な場合】		
<p>(1)被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>(2)被保険者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合に生じた損害</p> <p>(3)被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>(4)被保険者が、被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に生じた損害</p> <p>(5)その他、下記「6. 各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合</p>		
風水害危険 補償特約(セーリングクルーザー用)	<p>普通保険約款の船体条項でお支払いの対象とならない洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これら類似の自然変象によって生じた損害について、以下の(1)、(2)の損害を除き、保険金をお支払いたします。</p> <p>(1)洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって、係留中および陸置中にファーリングジップセール、ファーリングメインセールなどの巻き取り式セールが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害</p> <p>(2)洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって、係留中および陸置中に巻き取り式セール以外のすべてのセールが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害</p>	など
船体免責金額特約(セーリングクルーザー用)	<p>普通保険約款の船体条項の免責金額(自己負担額)について、事故の形態によって以下のとおりとします。</p> <p>(1)一般事故……前年無事故の加入者 1回目5万円・2回目以降10万円、当年新規の加入者 1回目10万円・2回目以降15万円 前年事故ありの加入者 1回目15万円・2回目以降20万円</p> <p>(2)レース中の事故…15万円(レース中事故とは、参加するレース開始時間30分前からレース終了後10分までの間をいいます。)</p> <p>(3)マスト等単独事故…20万円(マスト等単独事故とは、被保険船舶に装備されているマスト、ブーム、リギン、ブームバング、ハリヤード、マスト付随計器類が、単独で保険金支払対象となる損害を被った場合をいいます。レース中であってもマスト等単独事故に該当する場合は、この免責金額が適用されます。)</p>	

4. 補償範囲を制限する主な特約の補償内容

特約名	特約の概要
ヨット特約	<p>以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払しません。</p> <p>① セール(メインセール、ジップセール、ゼノアジップ、スピinnネーカーおよびストームジップなどすべてのセールをいいます。)に生じた損害。ただし、保険証券記載の船舶が全損となった場合を除きます。</p> <p>② プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機についてはロワーユニットをいいます。)に生じた損害。ただし、保険証券記載の船舶が全損となった場合を除きます。</p> <p>③ エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害</p>
モーターボート特約	<p>以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払しません。</p> <p>① プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機については、ロワーユニットをいいます。)に生じた損害。ただし、保険証券記載の船舶が全損となった場合を除きます。</p> <p>② エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害</p>
死亡保険金および後遺傷害 保険金のみの支払特約	この特約により、搭乗者傷害危険補償特約によりお支払いすべき保険金を、医療保険金を除いた死亡保険金および後遺障害保険金のみに限りお支払いします。

5. 普通保険約款(基本契約) 船体条項および賠償責任条項、その他の主な特約の共通内容

【保険責任のおよぶ地域】

保険証券記載の船舶(「被保険船舶」)が保険証券記載の補償地域※(「補償地域」)の内にある間に生じた事故による損害についてのみ保険金をお支払いします。

また切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するために、被保険船舶が補償地域から離脱する場合、その間に生じた事故による損害に対しても保険金をお支払いします。

※補償地域は、次の範囲内とします。

北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島、陸地から200キロ以内の海域および内陸。

6. 各補償項目共通でお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害の場合には、保険金お支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) 上記(3)以外の放射線照射または放射能汚染

など